いいねAI 代理店利用規約

CHANGE株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が提供するSNS運用支援サービス「いいねAI」（以下「本サービス」といいます）の販売代理店制度について、以下のとおり代理店利用規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

第1条（目的及び適用範囲）

1. 本規約は、当社が承認した法人（以下「代理店」といいます）が、本サービスの紹介、営業、販売促進及び顧客獲得を行う際の条件を定めるものです。

2. 本規約は、当社と代理店との間の代理店契約に適用されます。

3. 代理店が本サービスを自ら利用する場合には、本規約に加え、当社の「いいねAI 利用規約」が適用されます。

4. 個別の代理店契約書又は申込書と本規約が異なる場合は、個別の代理店契約書又は申込書が優先されます。

第2条（代理店契約の成立）

1. 代理店希望者は、当社所定の方法により申込みを行い、当社が承認した時点で代理店契約が成立します。

2. 当社は、申込者の事業内容、信用状況、営業体制その他の事情を審査し、代理店契約の締結を拒否することがあります。

3. 代理店は、原則として当社所定の代理店月額費用を支払い、代理店資格を維持するものとします。代理店自身の有料プロジェクト契約の継続は、本規約に基づく代理店資格維持の必須条件とはしません。ただし、個別の代理店契約で別段の継続条件を明示的に合意した場合は、その合意を優先します。月額費用その他の個別条件についても、当社と代理店との個別合意に従います。

4. 代理店月額費用が支払期日までに支払われない場合、当社は直ちに代理店機能のアカウント停止を行うことができるものとし、支払期日から14日以内に未払いが解消されないときは、何らの通知催告を要せず代理店契約を終了させることができます。なお、未払いの代理店月額費用その他の債務は、第5条に基づく既発生報酬から優先的に控除・相殺します。

第3条（代理店の業務）

1. 代理店は、本サービスの紹介、営業活動、商談、契約獲得及び当社が承認した関連業務を行うものとします。

2. 代理店は、当社が提供する最新のサービス資料、料金表及び利用条件に基づき、正確な説明を行うものとします。

3. 代理店は、当社の事前承認なく、本サービスの仕様、料金、保証内容又は契約条件を変更して顧客に案内してはなりません。

4. 代理店は、当社を代理して契約締結その他の法律行為を行う権限を有しません。ただし、当社が個別に書面で権限を付与した場合は、この限りではありません。

5. 代理店は、顧客からの問い合わせ又は苦情について、当社からの指示（当社が提供するマニュアル及びFAQ等の配布物を含む）の範囲内でのみ回答するものとし、自己の判断で案内又は約束をしてはなりません。技術的又は契約上の問題については、覚知後直ちに当社へ引き継ぐものとし、これを怠ったことにより生じた損害は代理店が賠償するものとする。

6. 代理店が顧客のプロジェクト又はSNSアカウントにアクセスする場合、当該顧客の承認に基づき、本サービス又は各SNSが提供する権限付与機能等を利用し、業務に必要な範囲の権限で操作するものとします。代理店としての登録又は顧客の紹介実績のみをもって、顧客の投稿内容、素材、認証情報その他のデータへのアクセス権限が付与されるものではありません。

7. 代理店が顧客の解約又はプラン変更を代行する場合は、契約者本人の確認及び同意を取得し、当社所定の方法で手続を行うものとします。

8. 代理店独自の運用代行、動画制作等は、当社が提供する本サービスとは別契約・別請求で取り扱うことができます。ただし、当社の商談代行の対象は当社が別途定める範囲に限られます。

第4条（顧客契約の成立及び管理）

1. 代理店が紹介した顧客との本サービス利用契約は、当社が承諾した時点で成立します。

2. 顧客による本サービスの利用には、当社の「いいねAI 利用規約」が適用されます。

3. 顧客の契約期間、料金、支払方法、更新、解約、プラン変更、返金、ポイント、障害時の対応及び契約終了後のデータの取扱いについては、当該顧客に適用される「いいねAI 利用規約」及び顧客との個別契約に従います。本規約は、顧客に対してこれらと異なる権利又は義務を定めるものではありません。

4. 代理店は、顧客に対して契約内容及び解約条件を正確に説明するものとします。

5. 当社は、合理的な理由がある場合、代理店が紹介した顧客との契約締結を拒否することがあります。

6. 代理店の紹介実績は、当社所定の紹介リンク又は契約成立前の客観的な紹介証拠に基づき当社が確定します。複数の紹介が競合した場合は、当社所定の紹介リンク経由で最初に申込手続を完了した事実に基づき客観的に確定するものとし、当社の判断に対して代理店は一切の異議を申し立てることができないものとします。

7. 顧客契約成立時に確定した紹介元又は担当代理店の変更には当社の承認を要します。顧客の希望による変更についても同様とします。

8. 顧客の契約期間、更新、料金及びプラン変更には「いいねAI 利用規約」及び個別契約を適用します。2026年10月31日以前の既存顧客契約に係る経過措置も同利用規約の附則に従います。

9. 担当代理店の変更を当社が承認する場合、変更の効力発生日、変更前後の代理店の報酬帰属を関係者へ通知します。代理店の責めに帰すべき事由又は顧客の正当な苦情申立てにより担当代理店が変更された場合、当社は、変更日以降の未経過期間に対応する代理店報酬（月割計算）を前代理店から返還させ、又は以後の報酬から控除の上、変更後の代理店に帰属させることができるものとします。

第5条（代理店報酬）

1. 当社は、代理店が紹介し、当社が代理店の紹介実績として承認した顧客契約について、別途定める報酬率に基づき代理店報酬を支払います。

2. 代理店報酬の対象は、本サービス「いいねAI」の利用料金のうち、当社が実際に受領した税抜金額とします。ポイント購入代金、動画制作費その他別サービスの対価及び代理店の加入初期費用・月額費用は対象に含みません。

3. 代理店報酬は、実際の値引き後の税抜入金額を基準とし、決済手数料は当社負担として報酬算定額から控除しません。返金・未入金額は報酬対象から除き、端数は1円未満を四捨五入します。代理店報酬に係る消費税の取扱いは、適用法令及び個別の報酬条件に従います。

4. 代理店報酬は、対象顧客契約が有効に継続し、当社が対象利用料金を受領したことを条件として、対象契約期間の経過に応じて月次按分して確定します。年間利用料金の一括受領時であっても同様とします。

5. 対象顧客が解約、契約終了又は料金未払いとなった場合、終了月の翌月以降に対応する未経過分の報酬請求権は当然に消滅し、既に支払済みの未経過分があるときは第11項に基づき当社へ返還するものとします。

6. 代理店契約が終了した場合、終了月の翌月以降に対応する未経過分の報酬請求権は消滅し、既に支払済みの未経過分があるときは返還を要するものとします。

7. 代理店契約終了前に発生し、支払条件を満たしている報酬については、当社は所定の支払期日に精算します。

8. 代理店報酬は毎月末締め、原則として第4項に基づく報酬確定月の翌月末日までに代理店指定の銀行口座へ支払います。年間利用料金を一括受領した場合も、月次按分して確定した報酬を各確定月の翌月末に支払います。送金先情報に不備がある場合は、訂正確認後速やかに支払います。

9. 当社が個別に別段の報酬条件を承認していない場合、一次代理店が直接紹介した顧客契約の報酬率は20%とします。二次代理店が紹介した顧客契約については、当該二次代理店20%、その上位一次代理店10%とします。二次代理店は、当社が審査の上承認した法人に限るものとし、個人及び個人事業主を二次代理店とすることはできません。

10. 既存の特別報酬率、旧税込価格契約及び個別の保証条件については、従前の個別合意及び適法に成立した変更合意を優先します。特別報酬率を新規契約に適用するかは、当該個別合意の内容によります。

11. 既に支払った代理店報酬の対象となる顧客利用料金に返金等が生じた場合又は契約終了等に返還すべき報酬がある場合、当社は対応する金額を以後の支払額から相殺し、相殺できない残額があるときは、代理店は当社の請求受領後14日以内に当社指定口座へ一括返還するものとします。返還が遅延した場合、代理店は年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

12. プラン変更、複数契約に係る値引き及び追加決済等がある場合、代理店報酬は変更後の実際の税抜入金額に応じて算定します。

第6条（代理店報酬の継続条件）

1. 代理店報酬は、対象顧客が本サービスの利用契約を継続している間、当該代理店の代理店契約が有効であることを条件として継続的に発生します。

2. 代理店自身の有料プロジェクト契約が終了しても、代理店月額費用の支払その他代理店資格の継続条件を満たす限り、代理店契約及び紹介済み顧客に係る報酬は継続します。

3. 代理店契約の終了後、過去の紹介実績のみを理由として将来の新たな入金に係る代理店報酬を請求することはできません。ただし、終了前に確定した報酬はこの限りではありません。

4. 本条は、代理店契約終了前に既に発生し、支払条件を満たしている報酬の支払義務を免除するものではありません。

5. 第5条第9項の報酬について、二次代理店の代理店契約が終了した場合であっても、上位一次代理店の代理店契約が有効に継続している限り、既存の二次代理店経由顧客に係る上位一次代理店の10%報酬は継続します。上位一次代理店の契約が終了した場合も、継続中の二次代理店の20%報酬は維持されます。いずれも第5条に定める月次確定、支払及び返還の条件に従います。

6. 二次代理店が新たな代理店を紹介した場合、その新しい紹介関係では当該二次代理店が一次代理店となります。三次代理店という報酬階層は設けません。なお、紹介の対象となる代理店は当社が承認した法人に限るものとし、個人又は個人事業主を紹介することはできません。

7. 代理店契約終了後に再加入した場合でも、当社が個別に承認しない限り、終了前の紹介契約に係る将来の報酬は復活しません。

第7条（料金及び販売条件）

1. 代理店は、当社が定める料金体系及び販売条件に従うものとします。顧客向け利用料金は原則として直販と代理店販売で同一とします。代理店経由の顧客に対する初期費用の免除その他特典の適用は、当社が別途認めたキャンペーン等の期間及び条件に限るものとします。

2. 代理店は、当社の事前承認なく、独自の値引き、返金保証、無料利用期間その他の販売条件を顧客に約束してはなりません。

3. 当社は、合理的な理由によりサービス料金又は代理店報酬条件を変更することがあります。

4. 既存の顧客契約又は代理店報酬条件への変更の適用については、個別契約、適用法令及び必要な合意に従います。

5. 代理店加入時の初期費用は100,000円、代理店月額費用は50,000円とし、月額費用には商談代行、契約者サポート及びベーシックプラン利用権を含みます。ただし、当社と代理店との個別契約又は別途の合意で異なる条件を定めた場合は、その条件を優先します。

6. 代理店の加入初期費用及び代理店月額費用は、紹介元代理店への報酬算定対象に含みません。

第8条（営業資料及び知的財産権）

1. 当社が提供する商標、ロゴ、営業資料、画像、動画、システム画面その他の知的財産権は、当社又は正当な権利者に帰属します。

2. 代理店は、代理店契約期間中、当社が認める営業活動の範囲内でのみ、これらの資料を利用できます。

3. 代理店は、当社の事前承認なく、営業資料の改変、第三者への再配布、他サービスへの転用又は再販売を行ってはなりません。

4. 代理店契約終了後、代理店は当社の商標、ロゴ及び営業資料の使用を速やかに中止するものとします。

第9条（顧客情報の取扱い）

1. 代理店は、営業活動により取得した顧客情報を、本サービスの紹介及び契約管理に必要な範囲でのみ利用するものとします。

2. 代理店は、個人情報保護法その他の関係法令を遵守し、顧客情報を適切に管理するものとします。

3. 代理店は、顧客情報を当社の承諾なく第三者に提供し、又は本サービスと無関係な営業活動に利用してはなりません。ただし、適法な権限がある場合を除きます。

4. 代理店は、情報漏えい、不正アクセスその他の事故を認識した場合、速やかに当社に報告し、必要な対応に協力するものとします。

5. 代理店契約終了後、代理店は当社から提供された顧客情報を、法令上保存が必要な場合を除き、当社の指示に従って返却又は削除するものとします。

6. 前項に基づく代理店側の顧客情報の返却又は削除と、本サービス内に保存された顧客のプロジェクトデータの削除は区別します。本サービス内のデータの取扱いは、当該顧客の利用契約及び「いいねAI 利用規約」に従います。

7. 本サービスを通じた顧客データの外部AIサービス等への送信、学習利用の有無、保存及び削除の条件は、当該顧客に適用される「いいねAI 利用規約」（契約終了後のデータについては同規約第21条）及び当社プライバシーポリシーその他の案内に従います。代理店は、当社が明示していない保存期間、復元可能期間又は学習利用の条件を顧客に保証してはなりません。

8. 代理店が紹介実績の管理のため閲覧できる顧客情報は、自ら直接紹介した顧客に係る、当社が必要と認める会社名、プラン、契約金額及び報酬等に限定し、担当者の連絡先は原則として開示しません。他の代理店の顧客情報及び管理情報は原則として開示しません。

第10条（秘密保持）

1. 当社及び代理店は、代理店契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他の秘密情報を、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはなりません。

2. 秘密情報は、契約履行に必要な目的にのみ使用するものとします。

3. 既に公知の情報、適法に取得した情報又は独自に開発した情報は秘密情報に含まれません。

4. 本条の義務は、代理店契約終了後も存続します。

第11条（禁止事項）

代理店は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 虚偽又は誇大な説明による営業

2. 当社の承認のない値引き又は独自保証

3. 当社の信用又はブランドを不当に毀損する行為

4. 顧客情報の不正利用又は漏えい

5. 当社の営業資料、システム又はノウハウの無断転用

6. 当社の承認のない再代理店の募集又は再委託

7. 不正な紹介実績又は報酬の申請

8. 法令又は公序良俗に違反する行為

9. その他代理店制度の適正な運営を妨げる行為

10. 個人（個人事業主を含みます）に対して代理店業務を再委託し、若しくは代理店としての地位・権利を譲渡・利用させる行為、又は実質的に個人に業務を行わせる目的で法人名義を不正に利用する行為。ただし、法人が自己の責任及び管理の下で、その役員又は従業員に法人の業務として適法に従事させることは、これらの行為に含みません。

第12条（再委託・再代理店）

1. 代理店は、当社の事前の書面による承諾なく、代理店業務の全部又は一部を第三者（個人への再委託は一切認められず、承諾の対象は法人に限られます）に再委託してはなりません。

2. 代理店は、当社の事前の書面による承認なく、再代理店制度を設けてはなりません。当社が承認した二次代理店制度及び新たな代理店の紹介は、第5条第9項、第6条第6項及び本条第4項に従います。

3. 当社が再委託を承認した場合でも、代理店は再委託先の行為について、本規約及び法令に従って責任を負います。

4. 当社が承認した一次代理店・二次代理店の関係及び紹介実績は、当社所定の管理方法で記録します。一次代理店が二次代理店候補者を推薦・紹介する場合、当社所定の法人確認書類（履歴事項全部証明書等）を提出させ、当社の承認を得るものとします。

5. 当社は、法人の事業実態、実質的支配者、業務遂行体制及び契約締結権限の確認に必要な資料の提出又は説明を求めることができ、候補者及び代理店はこれに協力するものとします。確認が完了するまで、候補者は代理店として活動することができません。

6. 代理店は、確認資料の内容が真実かつ正確であり、法人名義の不正利用による個人の参入がないことを表明し、保証します。

7. 代理店契約上の地位、紹介権又は報酬請求権を譲渡・売却・承継する場合、当社の独自の裁量による事前の書面承諾を要します。法人の合併、分割その他の組織再編又は実質的支配者の変動が生じる場合も同様とします。当社は独自の裁量により承諾を拒絶できるものとします。

8. 代理店は、本規約に基づくその他の権利義務の譲渡若しくは承継又は権利への担保設定についても、当社の事前の書面による承諾を得なければなりません。

第13条（契約期間及び更新）

1. 代理店契約の契約期間は、個別契約又は申込書に定めるものとします。

2. 契約期間の定めがない場合、代理店契約は成立日から1年間とし、期間満了日の1ヶ月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の通知がない場合、同一条件で1年間自動更新されます。ただし、当社は、理由の如何を問わず、30日前までに代理店に書面又は電子メールで通知することにより、代理店契約の中途解約又は更新拒絶を行うことができるものとします。適用法令によりこれと異なる予告又は理由開示その他の手続が必要な場合は、当該法令に従います。

3. 代理店自身の有料プロジェクト契約の終了のみを理由として代理店契約は終了しません。代理店資格の継続は第2条第3項及び第4項によります。

4. 代理店契約の終了に伴う代理店報酬の取扱いは、第5条及び第6条に従います。

第14条（契約解除）

1. 当社又は代理店は、相手方が本規約に違反し、相当期間を定めた催告後も是正しない場合、代理店契約を解除できます。

2. 以下の場合、当社は催告なく代理店契約を直ちに解除できます。

・本規約の違反

・支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続の申立てがあったとき

・自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

・差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、競売若しくは租税滞納処分を受けたとき

・解散、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

・個人への名義貸し又は法人名義の不正利用により実質的に個人が代理店として活動していることが判明したとき（法人が自己の責任及び管理の下で役員又は従業員に適法に業務を行わせる場合を除きます）

・顧客情報の不正利用又は情報漏えい

・不正な報酬請求

・当社の商標又は営業資料の不正利用

・反社会的勢力との関係

・連続して1年以上顧客紹介の実績がないとき

・当社の営業活動に関する是正指導に従わないとき

・連絡不能となったとき

・その他契約の継続が困難となる事由

当社は、前記の名義貸し又は法人名義の不正利用が判明した場合、直ちに代理店アカウント及び代理店権限を停止することができます。本項に基づく解除又は停止について、倒産法その他の強行法規による制限又は適用法令に基づく事前予告等の義務がある場合は、当該法令に従います。

3. 代理店契約が終了した場合、代理店は当社の代理店である旨の表示及び営業活動を直ちに停止するものとします。

4. 契約終了後の報酬については、第5条及び第6条に従います。

5. 虚偽説明又は過剰な約束については、当社は必要に応じて警告及び是正を求め、又は直ちに権限停止若しくは第2項に基づく解除を行うことができます。警告又は是正の機会の付与は、当社による権限停止又は解除の要件ではありません。

第15条（損害賠償）

1. 当社又は代理店が本規約に違反し、相手方に損害を与えた場合、法令及び本規約に従って損害賠償責任を負います。

2. 代理店が無断の保証、虚偽説明、情報漏えいその他の規約違反行為により顧客又は第三者との間で紛争を生じさせ、又は損害を与えた場合、代理店は自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社に生じた一切の損害（弁護士費用及び信用毀損による損害を含みます）を補償・防御するものとします。

3. 当社の軽過失による損害賠償責任は、現実かつ直接に生じた通常損害に限り、損害発生前12ヶ月間に当社が当該代理店に支払った代理店報酬総額を上限とします。当社の軽過失による特別損害、間接損害及び逸失利益について、当社は責任を負いません。

4. 当社の故意又は重大な過失による損害については、前項の上限を適用しません。

第16条（契約終了後の措置）

1. 代理店契約終了後、代理店は当社の代理店としての営業活動を行うことはできません。

2. 代理店は、当社から貸与又は提供された資料、情報及びアカウント等について、当社の指示に従い返却、削除又は利用停止の措置を講じます。

3. 代理店契約終了後も、秘密保持、知的財産権、顧客情報、損害賠償その他性質上存続すべき条項は引き続き有効とします。

4. 代理店契約終了月の翌月以降に対応する未経過分の報酬請求権は消滅します。終了前に第5条第4項に基づき確定し、支払条件を満たした報酬は同条に従って精算し、既に支払済みの未経過分がある場合は同条第11項に従って返還するものとします。

5. 当社は、代理店契約に基づいて付与したアクセス権限を停止又は解除します。紹介した顧客の利用契約が継続する場合、代理店の権限停止と顧客の利用権限及びデータの取扱いを区別して処理します。顧客から別途付与された運用権限、予約投稿及びSNS連携の取扱いは、当該顧客の指示及び適用される契約に従い確認します。

6. 代理店契約終了後の顧客対応は当社が引き継ぎます。代理店管理画面のログイン権限は停止しますが、既発生報酬の明細は当社所定の方法で確認できるよう対応します。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び代理店は、自らが反社会的勢力に該当せず、これらと関係を有しないことを表明し、保証します。

2. 相手方が本条に違反した場合、何らの催告を要することなく契約を解除できます。

第18条（規約の変更）

1. 当社は、民法その他の法令に従い、本規約を変更することがあります。

2. 当社は、民法第548条の4その他の法令に従い、本規約を変更することができます。この場合、当社は効力発生日の30日前までに変更内容及び効力発生日を適切な方法で周知します。

3. 代理店が変更後の規約の効力発生日までに解約を申し出ない場合、又は効力発生日以降に本規約に基づく業務を継続した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

第19条（分離可能性）

本規約の一部が法令により無効又は執行不能と判断された場合でも、その他の条項は引き続き有効とします。

第20条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及び代理店契約は、日本法を準拠法とします。

2. 本規約及び代理店契約に関する紛争については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

1. 本規約は、2026年12月1日より施行・適用されます。

2. 2026年11月30日以前に成立した代理店契約については、従前の個別契約により合意された加入費用、月額費用、報酬率、報酬保証その他の条件を、本規約の施行のみを理由として変更しません。これらを変更する場合は、法令及び従前の契約に従い必要な合意を取得します。

3. 本規約施行後の新規代理店契約には本規約を適用します。既存代理店が施行日以降に新たな個別契約又は報酬条件の変更に明示的に同意した場合は、その合意した範囲で新条件を適用します。

4. 本規約の施行に伴う周知は、原則として施行日の30日前までに行います。周知の時期及び方法によって変更の効力が認められない場合は、適法に効力が生じるまで従前の条件を適用します。

CHANGE株式会社